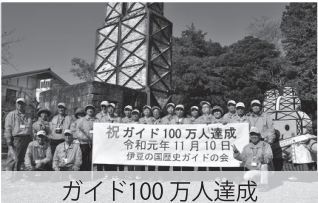


伊豆の国歴史ガイドの会

代表者／大村政義 設立／平成 13 年
 構成人数／34 人 活動拠点／市内
 活動内容／葦山反射炉や江川邸、願成就院など市内の歴史・文化施設でガイド活動を行っています。歴史の宝庫である伊豆の国市の魅力を観光客や市民に伝え、楽しんでもらいたいと考えています。現在までに延べ 123 万人の観光客を案内しています。会員募集中ですので、お気軽にご連絡ください。
 ☎ 代表：大村政義 ☎ 090-1505-9339



反射炉の石碑を説明している会員

NPO法人 狩野川倶楽部



ガイドサイクリングの集合写真



道の駅月ヶ瀬へ立ち寄る参加者

代表者／長谷川英一 設立／平成 22 年 9 月
 構成人数／30 人 活動拠点／狩野川流域
 活動内容／狩野川流域の活性化や関係人口・住民の交流を目指して活動しています。地域の食や歴史を案内するガイド付サイクリングイベント「伊豆狩野川ガイドサイクリング」、漁協組合主催の「狩野川クリーンアップ大作戦」への参加や、国土交通省と連携し狩野川台風の記録を残す取り組みなどを実施しています。
 ☎ 代表：長谷川英一 ☎ 090-3302-3072

いずのくにのボランティア！

市内でまちづくりやボランティアに取り組みたい団体や個人、広報紙とFMの紹介をします。ラジオは毎週火曜日13時～13時30分と土曜日17時～17時30分(再放送)です。

キラリと光る団体、紹介します

ご来場
 ください

800年の時を超え、
 いま改めて、北条政子の想いに寄り添う

協働まちづくり課
 ☎ 055-948-1412

ひとり語り「政子の想いを誰が知ろうか」

鎌倉幕府を導いた尼将軍、北条政子。伊豆の国市とゆかりが深く、2022年の大河ドラマ『鎌倉殿の13人』でも注目された政子は、2025年、没後800年を迎えます。ひとり語りや学芸員による解説、クロストークを通じて、改めて政子の想いに寄り添ってみませんか。



とき／3月30日(土) 14時～16時30分(開場13時30分)
 ところ／葦山時代劇場大ホール
 内容／
 ○ひとり語り「政子の想いを誰が知ろうか」
 大塚良重(女優・いずのくに大使)
 ○解説「政子が見た風景」
 萩野さおり(伊豆の国市学芸員)
 ○クロストーク「頼朝を愛した女たち」
 大塚良重×水口千令(紙切り作家)×萩野さおり
 定員／400人(事前予約不要、当日先着順)
 料金／無料



あなたも狙われるかも！悪質商法にご用心 (14)

震災に便乗した詐欺的トラブルにご注意！

(文と絵 司法書士 山田茂樹)

令和6年1月1日、能登半島地震が発生しました。このような震災が発生すると、過去の震災では、行政機関などの公的な機関の職員をよそおって義援金を集めるとの名目で訪問し、人の善意につけこんで金銭をだまし取る詐欺が発生しました。また、事実を反して「このままでは家屋が危ない」などと不安をあおり、高額のリフォーム工事の勧誘をするなど、震災に便乗したさまざまな悪質な事案があります。

少しでも怪しいと思ったら、すぐに契約をせずに家族に相談する、消費者センターに確認するなどの慎重な対応をしてください。

イクル法の対象となり、市で処分することができませんので、次の方法にてご対応をお願いします。

- 家電販売店に依頼
- 家電の購入・買い替え店舗に問い合わせください。
- 指定取引場所へ自己搬入
- 指定取引場所へ自己搬入
- 指定取引場所へ自己搬入
- 指定取引場所へ自己搬入

※指定取引場所は、家電リサイクル券センターのHPより検索できます。

●一般廃棄物収集運搬業者に依頼

事業所によって引取方法(収集運搬料金など)が異なるため、詳細は各事業所へ問い合わせください。

伊豆の国市役所大仁庁舎
 相談日：毎週月～金曜日、9時～16時
 (12時～13時、年末年始・祝日は除く)
 ※相談員による相談は月・水・金曜日
 ☎ 伊豆の国市消費生活センター ☎ 0558-76-8000

伊豆市役所(伊豆市小立野)
 相談日：毎週火～金曜日、8時30分～17時15分
 (12時～13時、年末年始・祝日は除く)
 ☎ 伊豆市消費生活センター ☎ 0558-72-9858

ごみの分け方・出し方 第48回

ごみの受付方法の一部変更について

市では、市内の家庭や事業所から発生する一般廃棄物の適正処理を推進することを目的に、ごみの受付方法を一部変更します。

●令和6年4月1日(月)から、仮設長岡リサイクルセンター、葦山リサイクルプラザ、大仁清掃センター、資源循環センター農土香へのごみの直接搬入時、身分証明書の提示が必要となります。

身分証明書の例
 運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど

家電四品目の処分方法について

引越越しシーズンとなり、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機の処分を検討するご家庭もあるかと思えます。

しかし、これらの家電は家電リサイクル法により、ごみの分け方・出し方

イクル法の対象となり、市で処分することができませんので、次の方法にてご対応をお願いします。

- 家電販売店に依頼
- 家電の購入・買い替え店舗に問い合わせください。
- 指定取引場所へ自己搬入
- 指定取引場所へ自己搬入
- 指定取引場所へ自己搬入
- 指定取引場所へ自己搬入

※指定取引場所は、家電リサイクル券センターのHPより検索できます。

●一般廃棄物収集運搬業者に依頼

事業所によって引取方法(収集運搬料金など)が異なるため、詳細は各事業所へ問い合わせください。

☎ 0558(76)8001